

学校施設の使用について

1. 学校施設の使用時間及び使用料(税込み)

区分	使用料(4時間毎)	附属設備使用料
屋内運動場(体育館) 及び武道館	440円	電灯・照明(既設設備使用) 1時間につき330円
教室(1室につき)	330円	冷暖房機 1時間につき110円
屋外運動場(校庭)	440円	照明 1 全灯30分につき1,980円 2 半灯30分につき 990円
備考	1 学校施設の使用時間が4時間未満であるとき又は使用時間に4時間未満の端数を生じたときは、4時間として計算する。 2 附属設備の使用時間が1時間未満若しくは30分未満であるとき又は使用時間に1時間未満若しくは30分未満の端数を生じたときは、それぞれ1時間又は30分として計算する。	

※上記により算出した合計が使用料となります。

例) 屋内運動場及び照明を9時00分から14時20分まで(5時間20分)使用 →
440円+440円+(6時間×330円)=2,860円(税込み)

2. 学校施設の使用にあたっての注意

- ・使用時間は必ず守ってください。
- ・教職員が不在の場合、使用許可者以外の者が建物内に侵入しないよう配慮してください。(施設利用中は施錠するなど)
- ・使用許可がされていない施設(教室など)へは立ち入らないでください。(警備会社に緊急通報連絡されますのでご注意ください。)
- ・施設及び器具が破損するような使用はやめてください。万が一破損した場合は速やかに学校に連絡してください。
- ・学校敷地内及び学校施設内は全面禁煙です。
- ・施設使用後は使用器具を原状に戻し、備え付けの清掃道具で清掃し、施設使用に伴い発生したごみは必ず持ち帰ってください。
- ・グラウンドを駐車場等で使用後、タイヤの跡等が残っていれば速やかに原状に復旧してください。
- ・使用された照明・冷暖房機の消し忘れ、忘れ物等のないようにしてください。
- ・施設使用後は、必ず、使用日誌を記入し、施錠後、かぎを学校指定の場所に返却してください。

3. 使用料の支払いについて

- ・施設使用後、申請者住所に納付書を郵送いたします。倉吉市指定金融機関に納付書を持参し、納付期限までに使用料を納めてください。